

## 6. 葬祭費について

「市川三郷町の国民健康保険に加入されていた方」又は「後期高齢者医療保険制度に加入されていた方」が亡くなられたときは、葬祭を行った方に対して50,000円が支給されます。

### 申請に必要なもの

1. 亡くなった方の保険証(既に返還された場合は不要です。)
2. 申請者(葬祭を行った者)の印鑑(朱肉を使うもの)
3. 葬祭を行ったことが確認できるもの(葬祭費用の領収書、会葬礼状等)
4. 申請者(葬祭を行った者)等の振込先口座がわかるもの(預金通帳等)
5. 申請者(葬祭を行った者)の本人確認書類等

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

町民課 国保年金係

電話番号 055-272-1105

FAX番号 055-272-1198

## 7. 亡くなられた方に児童がいる場合

お子様に関する手当を受けている方が亡くなられたときは、変更などの手続きが必要になりますので、下記担当へお問い合わせください。また、18歳以下のお子様を養育されている方(父又は母等)が亡くなられたときに、ひとり親家庭の手当や医療費助成の対象となる場合があります。該当の有無について、お早めに下記担当へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

子育て支援課 子育て支援・保育係

電話番号 0556-42-8218

FAX番号 0556-32-2887

## 8. 税の手続きについて

### ◇町民税・県民税（住民税）

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が継承され、6月に住民税の納税通知書が送付されます。  
また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。

#### 住民税についてのお問い合わせ

税務課 住民税係

電話番号 055-272-1104

FAX番号 055-272-1198

#### 所得税・相続税についてのお問い合わせ

鯉沢税務署

電話番号 0556-22-3191

### ◇固定資産税・都市計画税

町内に固定資産を所有する方が亡くなった場合、相続人に納税義務を承継していただくことになります（地方税法第9条）。亡くなった方がおひとりで所有されていた固定資産がある場合は、相続人代表者指定届の提出が必要です。共有の固定資産の場合は、届け出が不要な場合もあります。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

税務課 資産税係

電話番号 055-272-1104

FAX番号 055-272-1198

## ◇ 軽自動車税

オートバイ・軽自動車等を所有されている方がお亡くなりになられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。詳しくは、下記にお問い合わせください。

### 原付(125cc 以下)・小型特殊自動車・ミニカー

税務課 住民税係

電話番号 055-272-1104

FAX番号 055-272-1198

### 125cc を超えるオートバイ

関東運輸局 山梨陸運支局

電話番号 050-5540-2039

### 三輪・四輪の軽自動車

軽自動車検査協会山梨事務所

電話番号 050-3816-3121